

○万引き専用の捜査書類の運用及び万引きに係る捜査の合理化等について

令和2年10月20日

道本刑第2479号

道本生企第2683号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
万引き専用の捜査書類の運用及び万引きに係る捜査の合理化等については、「万引き専用の捜査書類の運用及び万引きに係る捜査の合理化等について」（平22. 9. 17道本刑第2203号、道本生企第2665号、以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、この運用を継続するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「旧通達」は廃止する。

記

1 万引き専用の捜査書類の運用

(1) 司法警察職員捜査書類簡易書式例（以下「簡易書式例」という。）の（簡）様式第7号の2供述調書（乙の2）（以下「供述調書（乙の2）」という。）は、「簡易書式例」を用いる場合において、万引きの目撃者に係る供述調書を作成するときに用いること。ただし、「供述調書（乙の2）」により難しい場合は、「簡易書式例」の（簡）様式第7号供述調書（乙の1）を用いること。

(2) 「万引き専用の被害届の様式について」（令2. 10. 20道本刑第2478号）別記様式の被害届（以下「万引き専用被害届」という。）は、司法警察職員捜査書類基本書式例の対象事件・簡易書式例の対象事件の別、成人事件・少年事件（簡易送致事件を除く。）の別を問わず、用いること。ただし、万引き専用被害届により難しい場合は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条の被害届（別記様式第6号）を用いること。

なお、簡易書式例の対象事件については、万引き専用被害届に届出人の目撃状況等を記載する場合、別に届出人の供述調書（乙の2）を作成する必要はない。

2 万引きに係る捜査の合理化

成人による万引きに係る捜査については、「犯人性が明白で軽微な事件の捜査の合理化等による効率的な捜査の推進について」（平30. 3. 8道本刑第3903号）に基づき、防犯カメラ画像データを入手した場合は、防犯カメラ画像等の取扱要領に定める様式の参考事項欄にその概要を記載し、写真の添付は省略するなど、万引きにかかる捜査の一層の合理化を図ること。

また、捜査幹部は、万引きをはじめとする犯人性が明白で軽微な事件について捜査の実態を把握の上、捜査の合理化による捜査力の効率的な運用に配慮し、重要犯罪の捜査体制の確保を図るなど、的確な捜査運営に努めること。

3 留意事項

(1) 万引きに係る捜査書類については、被害現場において作成するよう努め、被害者、目撃者等の負担を軽減するよう配慮すること。

(2) 万引きに係る捜査書類については、地域警察官が作成する機会が多いことから、地域警察官に対する指導教養を推進すること。